

# 審 査 基 準

令和4年6月29日作成

法 令 名：青森県個人情報保護条例
根 拠 条 項：第16条第1項・第3項 第23条 第29条第1項・第2項 第35条第1項・第2項
処 分 の 概 要：保有個人情報の全部開示・一部開示・不開示 保有個人情報の存否応答拒否 保有個人情報の訂正又は不訂正 保有個人情報の利用停止又は利用不停止
原権者（委任先）：公安委員会、警察本部長
法 令 の 定 め：  青森県個人情報保護条例第16条第1項（保有個人情報の全部開示又は一部開示） 青森県個人情報保護条例第16条第3項（保有個人情報の不開示） 青森県個人情報保護条例第23条（保有個人情報の存否応答拒否） 青森県個人情報保護条例第29条第1項（保有個人情報の訂正） 青森県個人情報保護条例第29条第2項（保有個人情報の不訂正） 青森県個人情報保護条例第35条第1項（保有個人情報の利用訂正） 青森県個人情報保護条例第35条第2項（保有個人情報の利用不訂正）
審 査 基 準：  別添のとおり
標 準 処 理 期 間：
申 請 先：青森県警察本部情報公開コーナー
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部総務課 017-723-4211
備 考：